

広島県告示第六百八十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条第三項の規定によつて、次に掲げる地籍調査を平成二十一年七月九日付けで国土調査として指定した。

平成二十一年七月十六日

広島県知事 藤田雄山

調査を行う者 者の名称	調査地域	調査期間
三次市	廻神町の一部、下志和地町の一部	国土調査指定の日 平成二十三年三月三一日